

輪島市監査公表第5号

平成25年11月25日付発監査第179号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成26年1月17日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





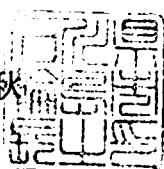
発 輪 福 第 1025号

平成 25 年 12 月 27 日

輪島市監査委員 湊 良 作 様

輪島市監査委員 中 山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 福祉環境部 福祉課
監査執行年月日 平成25年11月14日

監査の結果	措置の内容	措置状況
① 保育料の滞納について 滞納が依然として発生している。滞納額削減に向けて、引きつづき取り組んでいいただきたい。	児童手当からの徴収等により、保育料の滞納額は減少してきており、引き続き児童手当からの徴収等により早期回収に努めていきたい。	措置方針等